

# 生活支援サービス契約書

シマダリビングパートナーズ株式会社

## 生活支援サービス契約書

シマダリビングパートナーズ株式会社（以下「甲」という）と●●●● 様（以下「乙」という）とは、賃貸借の目的である建物「グランジュール尾山台」（サービス付き高齢者向け住宅）における乙に提供する生活支援サービスについて、次の通り契約を締結します。

### 第1条（契約の目的）

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

### 第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

### 第3条（サービスの記録）

- 1 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 2 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

### 第4条（サービス料金等）

基本サービス（状況把握（安否確認）、生活相談、緊急時対応）の料金は、月額金33,000円（税込）とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。

### 第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

### 第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に前月分明細を付して毎月15日までに乙に請求し、乙は、当月26日までに甲へ、口座振替払いの方法で支払います。なお、口座振替払いに要する手数料等は、乙の負担とします。
- 2 乙が途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 3 甲は、乙からの料金の支払いを受けたときは、乙に領収書を発行します。
- 4 乙は、何らかの事情により甲の了解のもと振込払いの方法で支払う場合は、甲の指定する口座に支払月の25日までに支払います。なお、振込払いに要する手数料等は、乙の負担とします。

（甲の指定する口座）

- ・支払金融機関 三菱UFJ銀行 烏山支店
- ・普通貯金口座 1019353
- ・口座名義人 シマダハウス株式会社 代表取締役 島田 成年

#### 第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず「グランジュール尾山台」における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の2か月前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

#### 第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって、継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業所は次の手続きを行います。
  - ① 一定の観察期間を置くこと。
  - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
  - ③ 契約解除の通告について2か月間の予告期間をおくこと。
  - ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、2か月前の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

#### 第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守します。

#### 第11条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

#### 第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

#### 第13条（相談、苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業にかかる要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

#### 第14条（重要事項説明確認）

契約の締結にあたり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行

い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決めます。

第16条（合意管轄）

本契約に関して起訴の必要が生じたときは、「グランジュール尾山台」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

以上

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名の上、1通を保有するものとするものとします。

年 月 日

甲

<事業所名> シマダリビングパートナーズ株式会社

<住所> 東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル14階

<代表者> 代表取締役 島田 忠

乙

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ (印)